# 福祉生活病院常任委員会資料

# (令和3年12月1日)

# 【件名】

1	ワクチン・検査パッケージ制度及びPCR等検査の無料化について (新型コロナウイルス感染症対策総合調整課)・・・・	2
2	新型コロナウイルス感染症への対応について (新型コロナウイルス感染症対策推進課)・・・	4
3	新型コロナウイルスワクチン接種に向けた取組状況について (新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム)・・・	7
4	第5波におけるクラスター発生状況等について (クラスター対策チーム)・・・1	0

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

# ワクチン・検査パッケージ制度及び PCR 等検査の無料化について

令和3年12月1日 新型コロナウイルス感染症対策総合調整課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において示されたワクチン・検査パッケージ制度及びPCR等検査の無料化の概要と県の取組状況等について報告します。

#### 1 ワクチン・検査パッケージ制度

#### (1) 概要

- ・感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、飲食店やイベント主催者が、利用者の「ワクチン接種歴」 や「検査結果の陰性」のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ緊急事態宣言やまん延 防止等重点措置等で課せられる行動制限を緩和する。
- ・ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県 の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度等を適用せず、強い行動制限を要請する。
- ・なお、ツアーや宿泊施設への適用の詳細については、観光庁において別に定める。

#### (2) 確認内容等

ワクチン接種歴:予防接種済証等(接種証明書、接種記録書等を含む/予防接種済証等を撮影した画像や 写しも可/年内にデジタル化予定の電子的なワクチン証明書も可予定/自治体・民間事 業者のアプリは検討中)により2回接種完了、2回目接種日から14日以上経過している ことの確認及び身分証明書等による本人確認

※ワクチン接種歴の有効期限は当面定めない

検 査 結 果:民間検査機関等の陰性結果通知 (PCR 検査等又は抗原定性検査)

(有効期限)PCR 検査等: 検体採取日より3日以内、抗原定性検査: 検体採取日より1日以内 ※未就学児は同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とする

# (3) 適用範囲

飲 食:第三者認証店における利用者の人数制限の緩和(人数制限なし)

イベント:感染防止安全計画を策定し都道府県の確認を受けた場合、収容人数緩和(収容定員まで可)

人の移動:不要不急の県を跨ぐ人の移動について国として自粛要請の対象に含めない

その他:学校等の活動は別途対応とし本制度は適用しない 民間事業者が自社サービスにワクチン・検査パッケージを活用することは原則、自由 GoTo トラベル事業や地域観光事業支援といった観光需要喚起策への活用

#### 2 PCR 等検査の無料化

# (1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者が、ワクチン・検査パッケージ制度及び民間で自主的 に行うワクチン・検査パッケージのため必要となる検査の無料化

- ・対象者:健康理由等でワクチン接種できない者及び12歳未満の子ども
- ・検査主体:県に登録された民間検査機関・薬局等で原則、対面により実施 ※イベント主催者等が設置する臨時の検査所も含む
- ・その他:令和4年3月末まで実施

# (2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大傾向時に都道府県知事が特措法24条9項に基づき「不安に感じる無症状者は検査を受ける」 ことを要請した場合に県民が受検する検査の無料化

・対象者: 感染不安を感じる無症状の県民(ワクチン接種者含む) ※有症状者は医療機関等で行政検査

・検査主体: 県に登録された民間検査機関・薬局等で原則、対面により実施

# 3 国の動き・県の取組状況

- ・国は今年度補正予算で「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に「検査推進枠」を創設し、 検査の無料化に取り組む民間検査機関等を各都道府県が支援することにより、無料検査の実施体制を整備 することとしている。
- ・検査の無料化に要する経費を11月定例県議会に追加提案予定。実施する民間検査機関、薬局等を募集し無料で検査を行う経費の支援等を行う。

# PCR等検査無料化の概要(案)

別紙1

検査の受検 等の利用を促し、 健康上の理由等によりワクチン接種が出来ない者の検査を無料化。 「ワクチン・検査パッケージ」 ŕ アバ る手段。 X 生活の両立を を浸透させるため、 驰 Ш 無

ナン 77 自己の意思に基づく未接種者 都道府県知事の判断により、 感染不安などの理由による検査を無料化。 感染拡大の傾向が見られる場合には、 幅広く Š 含 \$ 接種者

thu に基づ じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請 これに応じて住民が受検する検査を無料化 民間検査機関等において原則対面 特措法24条9項等 継 検査を受ける」 冊 般検査 感染拡大傾向時の 都道府県知事が、 「不安に感じる無症状者は、 ○検査は薬局 で実施 ・方法) ○左記に加え、 た場合、 検査対象 「ワクチン・検査パッケージ制度」及び民間にて自主 クチン・検査のため必要となる検査を無料 事業 ○健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者 等定着促進 民間検査機関等において原則 1 7 検査パッ ・方法) クチン 的に行うワ 検査対象 0

「法24条9項等」 こ基づく要請 陽性者の早期発 ·早期治療 感染不安等 見 無料検査を実施 民間檢查機 9 採而 都道府県 1 国の交付金を財源に都道府県が費用を補助) 4種助金等 7 検査のネット を活用して対象者を大幅に拡大 ③感染状況報告 ②無料検査提供 感染拡大時には、 実施事業者 住民 ①検査申込 いく 無料検査を実施 県庁所在地等 -ミナル駅 民間検査 ( jun ○検査は薬局・ 凝回 対面で実施 1522 飲食店等

り支援。 に図 令和3年度内 ついては 1) 等定着促進事業 1 1 7 検査パッ • 1 4 1 0

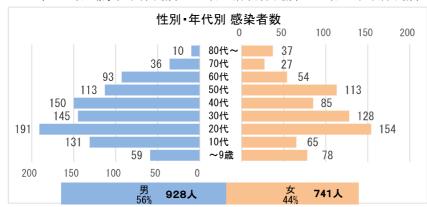
# 新型コロナウイルス感染症への対応について

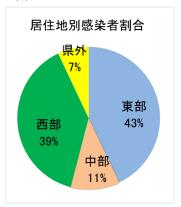
令 和 3 年 1 2 月 1 日 新型コロナウイルス感染症対策推進課

# 1 県内における感染者の発生状況

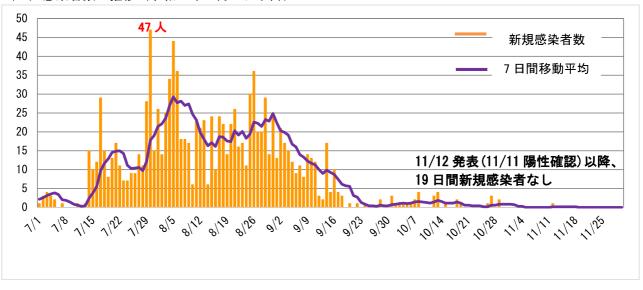
# (1) 累計感染者数(11月30日現在、発表日ベース)

1,669 名 (鳥取市保健所 762 名・倉吉保健所 194 名・米子保健所 713 名)





#### (2) 感染者数の推移(令和3年7月1日以降)



# (3) クラスター発生状況(令和3年10月7日以降) 発生なし

# (4) 第5波における感染者の発生状況等

項目	累計 (6/29~10/31公表分)	1日あたり最大値 (最大となった日)
新規感染者数		47人(7月30日)
療養者数	1,202人	325人(8月13日)

項目	最大値 (最大となった日)	使用率 (最大となった日)	備考
入院者数	180人 (8月5日)	54.9% (8月5日)	180 人/328 床(即応病床数)
重症者入院数	3人 (8月17~23日)	12.8% (9月16日)	6人/47床(即応病床数) 中等症の方の使用も含む
宿泊療養者数	74人 (9月4日)	22.0%(8月1日)	31 人/141 室(即応居室数)
在宅療養者数	126人 (8月13日)	_	

# 2 各種指標・警戒情報の見直し

# (1)新「鳥取県版新型コロナ警報」【暫定運用】(11月17日~)

区分		注意報	警戒情報	警報	特別警報	
	①新規陽性患者数	東部 10人/週 中部 5人/週 西部 10人/週 (10万人あたり約4人/週	東部 20人/週 中部 10人/週 西部 20人/週 (10万人あたり約8人/週	東部 55人/週 中部 25人/週 西部 55人/週 低の万人あたり約25人/週	東部 70人/週 中部 30人/週 西部 70人/週 (10万人あたり約30人/週	
指標	②現時点確保病床稼 働率	_	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 25%超	圏域ごとに稼働率 50%超	
	③予測ツールによる 3週間後の確保病床 稼働率		圏域ごとに稼働率 25%超	圏域ごとに稼働率 50%超	_	
Væ	発令	圏域単位で発令				
運用	発令の目安	①②③のいずれかの基準に達した時				
	解除の目安	②を下回った日の翌日 (①が下方傾向にあることが前提)				

# (2) 政府分科会が示す新たな指標の本県のレベル移行判断目安【暫定運用】

(2) LXM	新指標				
レベル	状況	本県におけるレベル移行判断目安 ※専門家の意見を踏まえ総合的に判断			
レベル 0	・新規陽性者数ゼロを維持				
レベル1	・安定的に一般医療が確保 ・コロナ医療も対応可能		注意報		
	・新規陽性者数が増加傾向 ・一般医療と新型コロナ医療の 負荷が生じはじめているが、	・新規陽性者数 10 万人あたり 10 人/週(実数約 55 人) ・最大確保病床数使用率 15%	警戒情報		
レベル 2	病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている	・予測ツール等で試算した3週間後の必要病床数が最大確保病床数50%に達する場合	<del>警</del> 報		
レベル3	・一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人 への適切な医療ができない	・新規陽性者数 10 万人あたり 30 人/週(実数約 170 人) ・最大確保病床数使用率 50% ・重症病床数使用率 50% ・予測ツール等で試算した 3 週間後の必要病床数が最 大確保病床数に達する場合	特別警報		
レベル4	・一般医療を大きく制限して も、コロナ医療に対応できな い	・新規陽性者数 10 万人あたり 50 人/週(実数約 280 人) ・最大確保病床使用率 80% ・療養者数が最大確保病床数と宿泊療養施設の計を上 回っている場合			

# (3)感染警戒地域(11月25日~)

区分		基準 (人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数)		
感染散発地域(I)	…レベル 0~1 相当	~10.0人		
感染注意地域(Ⅱ)	…レベル 2 相当	10.0~30.0人		
感染流行警戒地域(Ⅲ)	…レベル3相当	30.0~50.0人		
感染流行厳重警戒地域(Ⅳ)	…レベル 4 相当	50.0人~		

# (4) その他

- ・デルタ株感染警戒情報:10月末をもって廃止 ・新型コロナ感染増大警戒情報:発令なし(令和3年11月30日現在)

# 4 医療提供体制(12月1日現在)

# (1)入院受入体制(最大確保病床数)

東部	中部	西部	合計
136床 (+4床)	60床	149床 (+4床)	345床(+8床)

※()内は10月以降の増床分(内数)

※病床ひっ迫時に開設する臨時医療施設を活用した増床を予定 (345床→350床)

<参考>第6波の想定入院者数

国全体: [今夏ピーク]約2.8万人→ [想定入院者数]約3.7万人(約1.3倍)

鳥取県:[今夏ピーク] 180人→[想定入院者数]243人(1.35倍) < [最大確保病床数]345床

※病床稼働率 80%(270 床)でも対応可能

# (2) 宿泊療養体制(宿泊療養居室数)

東部	中部	西部	合計
139室 (92室)	35室 (35室)	190室 (150室)	364室(277室)

※( )内は現時点入室 可能居室数

# (3) 検査体制

一日最大検査能力 7,971件

	.,	
機関区分	検査能力/日	今年度の取組
県衛生環境研究所	370	遺伝子抽出装置を追加導入(280→370 へ増強)
民間検査機関	1, 128	検査機器の追加整備を支援
大学、医療機関	6, 473	検査機器整備支援、診療検査医療機関の追加

#### (4) メディカルチェックセンター

東部	県立中央病院、鳥取赤十字病院、鳥取市立病院			
中部	県立厚生病院			
西部	鳥取大学医学部附属病院、博愛病院、米子医療センター			

#### (5)後遺症外来

・保健所での相談対応に加え、かかりつけ医、入院医療機関、専門医療機関(東部:県立中央病院、中部:県立厚生病院、西部:鳥取大学医学部附属病院)の連携による医療体制を構築済

・後遺症診療に関する医療機関向けの研修を実施予定

# 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた取組状況について

令 和 3 年 12 月 1 日 新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム

# 1 追加接種(3回目接種)について

#### (1) 概要

新型コロナワクチンについては、新型コロナウイルスまん延防止のために令和3年2月からワクチン接種が進められているところ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種(3回目接種)を行う必要があり、その実施の時期は2回目接種から原則8か月経過後からが妥当であるとされた。

# (2) 実施期間

令和3年12月1日から令和4年9月30日まで

#### (3) 対象者

初回接種(1、2回目接種)の完了から原則8か月以上経過した18歳以上の者

# (4) ワクチンの種類

初回接種(1、2回目接種)で使用したワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチンを使用する。

# (5) 本県における追加接種(3回目接種)の体制

11月29日に開催した新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会で市町村、県・地区医師会、県の間で次のとおり確認した。

- ○病院についてはすべての病院が自院で接種、医科診療所については約7割が自院での接種 を希望、その他の医療従事者及び高齢者等については、市町村の設置する集団接種会場、 個別接種で順次接種する予定。
- ○各市町村で、ファイザー社製とモデルナ社製の2種類のワクチン両方を取り扱う。
- ○職域接種は、初回実施の団体に対して継続実施を依頼するとともに、県の支援を引き続き 実施する。
- ○市町村の負担軽減を図るため、県営会場を設ける。

#### (6) 追加接種(3回目接種)のスケジュール(見込み)

	R3.12月	R 4. 1月	2月	3月	4月以降
医療従事者等 (病院)	12/1~接種開始				
医療従事者等 (医科診療所等)		,			
高齢者等					
一般の方					
職域・大学に おける接種					

# (7) 追加接種(3回目接種)におけるワクチンの供給について

追加接種(3回目接種)におけるワクチンについては、2回目接種から8か月経過後の人数を踏まえて配分

区 分 (対象期間)	配分時期	数量	追加接種対象者 数
ファイザー 第 1 クール (R 3 . 12 月~ R 4 . 1 月分)	11/15 の週 11/22 の週	国からの配分 23 箱 (26,910 回分) 県プール分 8 箱 (9,360 回分) 合計 36,270 回分	26, 178 人

ファイザー 第 2 クール	12 月中下旬	ファイザー社製 49 箱(57, 330 回分)	
デェッール モデルナ 第 1 クール ファイザー 第 3 クール	1月下旬 2月	モデルナ社製 519 箱(77, 850 回分) ファイザー社製 31 箱(36, 270 回分)	167, 435 人
第39一ル (R4.2~3月分)		合計 171,450 回分	

# 2 初回接種(1、2回目接種)について

# (1) 鳥取県へのワクチンの供給状況(11/21 時点)

ファイザー社	モデルナ社	アストラゼネカ社	合計
810, 030 回分	110, 200 回分	200 回分	920, 430 回分

<sup>⇒</sup>鳥取県12歳以上の接種対象人口に対して9割以上の充足率

# (2) 接種の状況(11/28 現在)

# (ア)接種の状況

年 代	人口	接種回数	うち 1 回目	うち2回目
全年代	556, 788 人	843, 063 回	425, 736 回	417, 327 回
65 歳以上高齢者	178, 268 人	323, 048 回	161, 916 回	161, 132 回
65 歳未満	378, 520 人	520, 015 回	263, 820 回	256, 195 回

#### (イ) 年代別接種状況

年 代	1回目	2回目	合計	対象人口 (住基全人口)	1回目接種率	2回目接種率
0~11 歳			ı	54, 489 人	-	_
12~19 歳	29, 416 回	28, 208 回	57,624 回	40, 663 人	72. 3%	69. 4%
20代	35, 414 回	34, 171 回	69, 585 回	47, 353 人	74. 8%	72. 2%
30代	43, 415 回	42,074 回	85, 489 回	58, 234 人	74. 6%	72. 2%
40 代	60, 385 回	59, 034 回	119, 419 回	74, 205 人	81. 4%	79. 6%
50代	58, 546 回	57, 576 回	116, 122 回	66, 546 人	88. 0%	86. 5%
60代	70, 262 回	69, 450 回	139, 712 回	78, 780 人	89. 2%	88. 2%
70代	70, 356 回	69, 625 回	139, 981 回	74, 402 人	94. 6%	93. 6%
80 代以上	57, 942 回	57, 189 回	115, 131 回	62, 116 人	93. 3%	92. 1%
合計	425, 736 回	417, 327 回	843, 063 回	556, 788 人	76. 5%	75. 0%
		対象人口	502, 299 人	84. 8%	83. 1%	

※母集団となる人口データは、総務省 Web サイトの「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」で公開されている「【総計】令和3年住民基本台帳年齢階級別人口(市町村別)」を利用 ※接種数は「内閣官房 IT 総合戦略室」のデータを集計

# (3) 県が設置する臨時接種会場

市町村が実施するワクチン接種を後押しし、接種を加速させるため、若者をはじめ多くの 県民が接種に行きやすい土日に県営の臨時集団接種会場を開設している。

#### 接種実績(11/28 時点)

	接種	状況	内訳				
ワクチンの種別	1回目 2回目		一般枠	優先枠			予約なし
	_ <u> </u>	乙凹日	川又作十	若年層	妊婦等	アレルギー等	接種
モデルナ社製	2, 428 人	2, 266 人	4, 150 人	278 人	23 人	_	243 人
アストラゼネカ 社製	21 人	21 人	33 人	_	_	9人	_

<sup>※</sup>一般枠を含めると全体の約2割が12~39歳までの若年層である。

# (4) 職域・大学等における接種

ワクチン接種に関する市町村の負担を軽減し、加速化を図っていくため、企業や大学等において職域(学校を含む)単位で武田/モデルナ社製ワクチンの接種を行うことが可能とされ、 県内でも6月21日から職域接種を開始し、11月20日にすべての会場で接種が完了した。

#### (ア) 接種実績(11/20 時点)

対象人数(34団体)	1 回目	2回目
73,400 人 (うち一般開放枠 24,955 人)	47, 801 人	47, 389 人

#### (イ) 一般開放枠における優先枠等予約・受付状況

<b>₹</b> 45.1		優先枠	に対する予	約状況	
予約なし	寮生	妊婦等	子ども	親子	学生
964 人	93 人	36 人	15 人	36 人	18 人

<sup>※</sup>優先枠の予約実積については、県で接種実施団体に聞き取りを行った数字。

#### (5) ワクチン接種の促進に向けた取組

#### (ア) 市町村間の連携

- ①ワクチンに余剰が生じそうな市町村が他市町村の接種希望者の予約を受付
- ②ワクチンの余剰が生じた市町村から不足する市町村へ県が仲介し、きめ細かく融通調整
- ③圏域ごとに連携して接種体制を構築

# (イ) 職域接種の一般県民への開放

職域接種の予約枠を一般県民に開放し、「職域接種ワクチン予約相談センター」を設置して 県民からの予約相談に応じ、空き状況の情報提供や予約の仲介を行うなどして接種を促進。 ※職域接種の一般開放枠の中に、妊娠中の方、親子連れの方、12歳以上のこども、受験生及び就活生の方 の優先枠、予約なしでの接種枠等も設定。

#### (ウ)情報提供の促進

特に若者世代への影響力のある方を活用した動画配信や SNS 等インターネット媒体を活用した情報発信などにより、誤情報に惑わされず正しい情報によりワクチン接種を検討いただくよう情報を提供している。

# (6) 予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況について

#### (ア) 報告件数

	区分	鳥取県(11月28日現在)			全国(10月24日現在)			
	ワクチンの種類	ファイザー	モデルナ	アストラゼネカ	ファイザー	モデルナ	アストラゼネカ	
1	推定接種者数(回分)	747, 033回	96,002回	28回	155, 454, 673回	30, 632, 541回	64, 713回	
	副反応疑い件数	59件 (0.008%)	3件 (0.003%)	0件 (0.000%)	24, 766件 (0. 016%)	3, 737件 (0. 012%)	8件 (0.012%)	
	うち死亡報告数	10件 (0.001%)	0件 (0.000%)	0件 (0.000%)	1, 279件 (0. 001%)	46件 (0.000%)	0件 (0.000%)	
	うちアナフィラ キシー報告数	15件 (0. 002%)	0件 (0.000%)	0件 (0.000%)	2, 922件 (0. 002%)	491件 (0. 002%)	2件 (0. 003%)	

# (イ) 本県における死亡事例について

(注) 副反応疑い報告での死亡事例については、ワクチン接種による死亡事例の報告ではなく、ワクチン接種後の死亡事例の報告ということであり、必ずしもワクチン接種が原因ではないということに留意が必要。

- ・接種後に被接種者に生じたとして報告される疾病や症状には、ワクチンとの因果関係が明らかなもの、不明なもの、他の 原因によるものが混在する。
- ・通常、予防接種と関係なく様々な疾病・症状が発生していることから、ワクチンとの因果関係がなくても、接種後にこうした疾病・症状が起きることがある。
- ・特に高齢者は様々な疾病が発生・重症化しやすいことから、接種後にたまたまそうした疾病が発症・重症化することがある。多人数に接種を行った場合は、そうした報告の件数が多くなる可能性がある。

	年齢	性別	接種から 死亡まで の期間	ワクチンの 種類と回数	死因等(報告者による見解・考察等)
10	80 歳代	男	10 日後	ファイザー (2回目)	治療中の基礎疾患の急性増悪。感染性肺炎の合併症も強く疑われる。

#### (国の審議会での評価)

- ・現時点ではワクチン接種との因果関係があると結論づけられた事例はない。
- ・ワクチンについては、引き続き、安全性において重大な懸念は認められない。

# 第5波におけるクラスター発生状況等について

令和3年12月1日 クラスター対策チーム

新型コロナウイルス感染症の第5波(発生確認日:6月30日~9月14日)におけるクラスターの発生状況等について、次のとおり報告します。

# 1 クラスター発生件数等

月	6月	7月	8月	9月	合計
件数	1	5	8	3	1 7

※クラスター関連の一次感染者数 236 名。二次感染者等を含むと 343 名 (二次感染者等 107 名)となった。

# 2 クラスター発生件数の施設別内訳 ※かっこ内の人数は一次感染者数

- (1)飲食店(ライブハウス及びライブ演奏のある飲食店を含む) 8件(129名)
- (2) 学校(寮、自動車学校) 2件(25名)
- (3) 児童関連施設(放課後児童クラブ、保育所) 3件(28名)
- (4) その他(公的施設、福祉施設、事務所、滞在施設) 4件(54名)

# 3 クラスターの主な発生要因

# (1) 飲食店

- ・テーブル隣席利用者間の<u>距離が1m以内と密な配席</u>(客を断り切れず受け入れていた)。
- ・対面で食事しているテーブルにパーティションが設置されていなかった。
- ・客が飲食、喫煙時以外にもマスクを外したまま会話していた。
- ・飲食店従業員が宿泊する社員寮は部屋の大きさに対して居住者が多く密な状況であった。
- ・感染した社員が同一ビル内にある複数店舗を掛け持ちして接客していた。

#### 【ライブハウス及びライブ演奏のある飲食店】

- ・演奏中は騒音対策として窓やドアを閉め切っていたため、換気対策が不十分であった。
- ・歌唱者と客との間に遮蔽用ビニールカーテンが使用されていなかった。
- ・ステージ後方にある<u>エアコンの風向きが客席方向に向かうため、感染した演奏者のマイク</u> <u>ロ飛沫が遠方の客席まで届いた。</u>

# (2) 学校(寮、自動車学校)

- ・浴室を多数の者が同時に利用し、浴室及び脱衣所のせまい空間でマスクなしに会話した。
- ・感染予防として教習車内に設置していた<u>ビニールシートが、かえって空気の流れを悪くし、</u> 換気を阻害した。

# (3) 保育施設・放課後児童クラブ

- ・体調不良の職員が勤務していた (検温や体調不良者の休暇取得の対応が不十分であった)。
- ・放課後児童クラブでは、児童数に対して部屋がせまく距離が十分に取れず密な状態。
- ・パーティションが設置されていないテーブルで、対面で食事をしていた。

# (4) その他(公的施設、福祉施設、事務所、滞在施設)

- ・相部屋で集団生活するが、マスクを使用していなかった。
- ・利用者の歯ブラシを同じ容器に入れ、他の歯ブラシと接触する状態で保管していた。
- ・朝礼を密な状況で行っていた(人数に比べ会議室がせまかった)。

# 4 クラスターの主な発生要因から得られた改善対策の主な事例

# (1) 飲食店関係

- ・ライブハウス及びライブ演奏のある飲食店について、ステージと観覧スペースの間にビニー ルカーテン等を設置して遮蔽するようライブハウスにおけるガイドラインを改正した。
- ・社員寮の従業員から飲食店に感染が拡大した事例を踏まえ、洗面室等での飛沫対策、個室 を除く寮内でのマスク着用、換気の徹底等の対策を講じるよう飲食店におけるガイドライ ンを改正した。また、労働局を通じて寄宿舎を設置する事業所等に対して周知した。

# (2) 保育施設・放課後児童クラブ

- ・体調不良者が登所・出勤することがないようガイドラインを見直すとともに、各施設においてガイドラインの項目の自己点検を実施し、改善が必要な施設は、市町村による感染対策の指導・助言を実施した。また、指導・助言後の改善状況を確認するフォローアップ調査を実施した。
- ・調査の結果、感染対策が不十分だった施設についても、概ね改善済又は改善予定となり、 感染対策の実施率が向上した。
- ・現在、更なる感染対策の向上を図るため、専門家と保健所により、このたびの調査で希望 のあった施設及び第5波の影響で中止していた施設への現地指導を11月から再開している。 対象施設数 全30施設(放課後児童クラブ4クラブ、保育施設等26施設)
  - ※11月から18施設実施予定(中止前の7月末までに12施設実施済み)

# 【参考:クラスター認定から営業等再開までの一般的な流れ】

